

広島県告示第四百五号

令和元年広島県告示第四百三十八号（広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横田 美香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

備考 (略)	一(略)	ク	バ	ー	ツ	ス	ポ	バン	アー	場	野	球	一(略)	場競陸上						区分 (略)
	(略)							照明設備		(略)	(略)	(略)					電光掲示盤	(略)		
	(略)							間につき	一時	(略)	(略)	(略)	き	一日	き	半日	間につき	一時	(略)	
	(略)							三三〇円以内		(略)	(略)	(略)			九〇〇円以内	三〇、	六〇〇円以内	二〇、	六、九〇〇円以内	利用料金の範囲 (略)

備考 (略)	一(略)									場	野	球	一(略)	場競陸上						区分 (略)
	(略)									(略)	(略)	(略)					電光掲示盤	(略)		
	(略)									(略)	(略)	(略)	き	一日	き	半日	間につき	一時	(略)	
	(略)									(略)	(略)	(略)			九〇〇円以内	一八、	六〇〇円以内	二一、	四、二〇〇円以内	利用料金の範囲 (略)